

## 都城市高齢者補聴器購入費補助のご案内 (R8.8.5 改定)

社会参加や周囲とのコミュニケーションには、「聴力」は、非常に重要です。  
“聞こえにくさ”は、会話や外出の機会が減る等、社会的孤立を招き、  
その結果認知症やフレイル※に大きく関係していることがわかっています。  
そこで都城市では、補聴器の購入のために必要な経費の一部を補助します。

※フレイルとは・・・加齢とともに筋力や認知機能等が低下し、要介護となるリスクが  
高い状態のこと。



補助金額：補聴器本体の購入費用の2分の1、上限 4万円

※診察料、送料、修理費、電池代等は補助対象外です



### 対象となる方（すべて該当する方）

- ・ 都城市内に住所を有する、65 歳以上の方
- ・ 両耳の聴覚レベルが中等度難聴（40 d B<sup>デジタル</sup>以上 70 d B<sup>デジタル</sup>未満）の方  
または、片耳が中等度難聴以上の方  
※かならず医療機関（耳鼻科）での検査、医師の診断と意見書が必要です。
- ・ 身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちでない方、または  
身体障害者手帳（聴覚障害）の要件に該当しない方
- ・ 過去にこの補助金を受けていない方（1人1回限りです）
- ・ 市税を滞納していない方

### ～補助金申請の前に・・・～

#### 「聞こえにくい」を放置しない

\* 自分自身で気が付いたり、周囲から「聞こえ」の  
ことを指摘されたら、**耳鼻科を受診**しましょう  
「歳のせい」と放置しないで！！

#### 「聞こえにくさ」の原因を知ろう

\* 聞こえにくさの原因が耳の炎症や耳あかのことも  
あります。**診察を受け、適切に治療**することも必  
要です。

# 申請の流れ

「聞こえ」に不調を感じたら  
1.耳鼻咽喉科を受診



医師が補聴器「必要」と判断  
・医師による「医師意見書」  
の作成



2.補聴器販売店で  
見積書をもらいます

管理医療機器として認定された補聴器の販売店で  
購入予定の補聴器の見積書をもらいます。

補聴器の形や、“電池式”“充電式”など、  
十分検討し、見積書をもらいましょう。



3.事前申請（いきいき長寿課へ）

※補聴器購入前に申請が必要です

以下のものを用意します。

- ・申請書（様式1）
- ・医師意見書（様式2）/1で書いてもらったもの
- ・補聴器の見積書

- ・本人確認書類（マイナンバーカードなど）

※「滞納のない証明（有料）」の提出も可  
（納税状況の確認を省略することができます）



6.補助金交付

市が補助金交付確定通知を発行したら、  
後日、申請者（補聴器を使用する本人）の口座  
へ補助金を振り込みます。



5.実績報告・補助金の請求  
（いきいき長寿課へ）

- 指定された期限※1までに実績報告をします

以下のものを用意します。

- ・実績報告書（様式5）
- ・購入した補聴器の領収書
- ・本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ・補助金の請求書（様式6）
- ・補助金の振込先情報（申請者の口座）

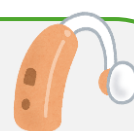


4.補聴器を購入

市が補助金交付決定通知書を発行したら  
指定された期限※1までに補聴器を購入します。

- 一旦は、全額お支払いください

★申請した補聴器を購入してください



## 【期限に関する注意事項】

- ・医療機関で記入する「医師意見書」は、有効期限は検査してから**3ヶ月以内**です。
- ・「※1 指定された期限」は、「交付決定を受けた日」及び「補聴器を購入した日」から**3ヶ月以内または交付決定/購入のあった日の属する年度の3月末日の早い日**です。1～3月に交付決定を受けた方や購入をされた方は、他の時期より手続きの期限の日数が短いことをあらかじめご承知おきください。